

令和3年度（2021年度）第2回
伊丹市子ども・子育て審議会
議 事 要 旨

令和4年（2022年）2月14日（月）

- 【開催日時】 令和4年（2022年）2月14日（月）午後1時30分～午後3時
【開催場所】 伊丹市役所議会棟 3階 第2委員会室
【出席委員】 芝野委員、乾委員、行澤委員、大池委員、石川委員、安見委員、
橋本委員、大澤委員、善明委員、池田委員、谷澤委員、大野委員
【欠席委員】 6名
〔署名委員〕 行澤委員、大澤委員
【傍聴者】 5名

【議題】

- (1) 令和4年度特定教育・保育施設の利用定員について
- (2) 児童クラブの充実について
- (3) その他
 - ・保育士等処遇改善臨時特例事業
 - ・前回審議会におけるご質問への回答
 - ・来年度の子ども・子育て審議会開催スケジュール（案）について

【議事要旨】

- ・開会
- ・委嘱状及び任命状交付（2名）
- ・会議の成立及び公開について
委員18名中12名出席、会議は成立している。
署名委員は行澤委員と大澤委員。
傍聴者は5名。

・議題

1. 令和4年度特定教育・保育施設の利用定員について

事務局より、資料に基づき、令和4年度における特定教育・保育施設における利用定員について説明。

（質疑）

<石川委員>

施設運営者として人材の確保であるとか、コロナ禍により職員の勤務が困難となる状況がかなり発生している等、色々と苦労している。

そのような中で、ニーズに応じていくには色々な対策が必要になるが、国や市としての対応を受けてもなお困難を抱える施設が多いのが事実かと思われる。子どもの利用者の

減少が地域によって進みつつある中で、特に小規模の事業者を経済的に支える一時的な仕組みが必要かと思う。そういった状況を共有していただき、行政でしっかりと対応いただきたい。

<芝野会長>。

今の意見について市もしっかりと対応していただきたいと思う。

2. 未就学児の多様な集団活動支援事業について

事務局より、資料を用いて児童クラブの充実の内容について説明。

(質疑)

<石川委員>

利用ニーズの把握について、幼稚園等に就園している児童が卒園後に児童クラブを利用すると思われるが、そういった数の把握も含めて計画は立てられているのか。

卒園した児童が利用するにあたって定員等の関係で不利にならないようにしてもえらえると安心できる。

また児童クラブに関しては、費用の半分を利用者が負担する等、国の制度はまだ十分ではないと思う。幼児教育では無償化が進み、給食費も実費のみの形となっている。私達の施設では概算1食あたり200円から250円程度に収まっていると思う。今回の提案では長期休業期間の昼食提供について、利用者は700円の半分である350円を負担するということだが、なぜこのような額になるのか疑問が生じている。しっかりと説明いただきたい。

育成料は、伊丹市が阪神間で一番低いということで、市として努力していると思うが、費用に関しての市民感覚とのギャップが解消できている訳ではないと思ったので、更なる努力をしていただきたい。

<事務局>

過去より待機児童は出さないという方針で事業を進めている。今後も継続していきたいと思っている。

毎年の児童クラブの定員は、各小学校区の5歳児までの人口や、クラブの利用率等の動向などを見て準備をしている。入りたい児童が入れないということがないように努力は今後も続けたいと思う。

また小学生は親の働く時間の相当分を小学校がカバーしている。放課後の短い時間の過ごし方において児童に色々な選択肢がある中で、児童クラブを選ぶということから、

就学前児童全てが児童クラブに入る訳ではない。特に学年が上がるにつれて見込みが立ちにくい。よくよく動向を見ていきたい。

また育成料については、親が働く時間の相当分を小学校がカバーしていること、また児童クラブを利用しないで過ごす小学生もいることから、利用する方としない方との負担の在り方に差が生じてしまうことは公費の財源を充てるものとしていかなものかという考え方がある。その点とのバランスにて、今回は昼食代については、1食当たり700円の半分を公費で負担し、もう半分は自己負担いただくのが妥当であると考えている。

<芝野会長>

児童クラブは、子ども・子育ての新制度において、地域子ども・子育て支援事業に該当する事業である。幼児教育の無償化と地域子ども・子育て支援事業との無償化というのはどういう関係になるのかについて、どのように考えるか。

<事務局>

幼児教育の無償化では国による財源投入のもと3歳から無償化をしているが、先ほど石川委員が申し上げた通り、給食費の食費に係る実費相当は保護者からいただくという整理が国において為されている。

この無償化は、子ども・子育て支援法の中で、財源も含めた国の決定に基づいて全国的にスタートしたものである。ただ児童クラブについては、保育所等と様々な違いがあり、一概に教育保育の給付等の無償化を児童クラブにも当てはめることは国でも想定されていないと思われる。よってその点とは切り離して考え、児童クラブに関するご提案をしているところである。

<石川委員>

昼食に関する事業者を1食700円の前で公募すると、恐らく保育所等を運営する事業者から高額だと捉えられると思う。市民からの理解が得にくいのではないか。

ただし、この金額が食費以外の人件費等の費用を含めた単価ということであれば一定、理解できる。そうした説明がないと、なぜこのように金額が上がるのかと市民感覚として感じることになるため、丁寧な説明をした方が良い。

<事務局>

説明が不足していた。公募の際に食材料費としては250円で依頼したいと考えている。小学校の食材料費がそれくらいであり、一定の栄養素の確保を踏まえ、その金額が相当かと判断している。1食700円の金額については、様々な事業者にヒアリングを行い、17小学校の児童クラブに調理、配達、ごみ処分も含む回収といった一連の事業

を成立してもらうための人件費等、全ての費用を含めて確認した際に、提示された金額が1食700円や650円であった為、この金額としている。

公募の為、金額が下がる可能性はあるが、量、時間、質を確保の上で実施する為に、これだけの金額がかかるとなると、利用者に350円程度は負担いただきたい。

<事務局>

先ほどの説明を補足するが、給食の提供は、子どもが喜び、長続きすることが非常に大事であると思われる。昼食提供には調理した温かいものを配って食べるものと、弁当等のデリバリーの2つの方式があるが、検討した結果、デリバリーは安価で提供できる反面飽きやすく利用が少なくなる。やはり調理された温かいものが良いとした結果、単価が高くなっている。一食700円の算定には人件費等を全て含めた金額であること、幼児教育の無償化においても給食や教材は有償であることから、利用者に半分の自己負担をいただくこととなった次第である。

<谷澤委員>

保育所に努めているが、児童クラブの指導員が次年度に小学校へ上がる子ども達の行動確認に来られる。引継ぎとして話を聞いてもらっている。保育所を卒業した場合、児童クラブに入る方が多いため、まったく知らない環境に入るのではなく、事前に顔見知りになるような配慮をしていただいていることについて、いつもありがたいと思っている。

またここ10年から15年ほど、保育所において支援を必要とする子どもが、とても増えている。児童クラブに入る方も支援が必要な方が多くいるが、人員確保の上、丁寧に対応してくれていると思っている。児童クラブの人員確保は大変だと思うが、そのような状況でも待機児童を出さないと言われたことは、すごく頑張ってくれていると思った。

<大澤委員>

新型コロナウイルスについて変異株が広がって、近畿圏でもかなり拡大している。幼稚園から高校まで、どのくらい休校等をされているのか。新型コロナウイルスの感染状況について情報が入りにくいと感じている。新型コロナウイルスの状況について分かる範囲でお教えいただきたい。

また不要不急の外出は控えるよう要請されているが、公園等を見ても、日中に結構な数の子どもが遊んでいる。そのような中で子どもが自転車で走り回っている。安全教室等を徹底してもらっていると思うが、私としては危ないと感じている。実態について、どの程度、把握されているのかお教えいただきたい。

<事務局>

新型コロナウイルスの感染状況について、市の小・中・高等学校については、保健体育課にて把握している。幼児教育施設は、私立等も含め約89施設あるが、そこについては幼児教育推進課が随時、報告を受けるようにしている。

幼児教育施設については、今日時点で学級閉鎖が7つ、学年閉鎖及び臨時休校、休園している施設はない。先週は7、8園臨時休園しているところもあったかと思う。

保育所については、家族の感染により従事できない保育士が少しずつ増えてきている。そのような施設は従事可能な保育士の人数に応じ、特別保育として人数を限定した形で預かりを行う保育所もあった。小学校等は把握していないが、教育委員会のホームページにて情報を公開している。

また公園での状況は掴めていないが、交通安全に関する指導については、3歳以上のクラスにて交通安全教室を受けている。内容は自転車の指導というよりは、横断歩道の渡り方や信号の見方等、小学校へ上がることに向けた内容である。なお就学前児童の自転車の指導は家庭での指導となっている。

<大野委員>

こども未来部長としてお伝えするが児童クラブに関する情報は議会の議決を経て決定するため、頂いた意見や質問を踏まえ分かりやすい説明をしていきたいと思う。

教育や保育活動に組み込まれた給食と、児童クラブのように昼食も提供できるといった付加サービスのようなものでは、値段の考え方について違うところがあるかと思っている。その点を含めて分かりやすい説明をしていかなければならないと考えている。

児童クラブについて2回も議論いただいているのは、2年前に学校が一斉に休みとなった際に、開所時間を朝から拡大して実施しなければならなくなった状況を経て、改めて児童クラブの重要性等を感じた為である。処遇改善、昼食提供、無線LAN等、児童クラブの充実が大切であると考え、予算に反映しようとしているところである。

この議題については当然費用もかかるため、利用者の方にも一定負担をいただきたいとの問いかけでもり、児童クラブについて、意見等あれば伝えていただきたいと思う。

<大池委員>

学校閉鎖等があった際も、児童クラブは開いているということか。

<事務局>

2年前に新型コロナウイルスの影響で完全に学校が閉鎖されたときは、子ども達が過ごす場所がなかったため、児童クラブを朝から開けて対応したが、今は感染がまん延しているところを休校にしていくという考え方のため、休校の子どもを集めてしまうと児童クラブが感染現場になる可能性がある。その為、現在は実施していない。

<石川委員>

児童くらはは児童福祉法に基づいた運営であり、一昨年に学校が休校になった時は保育所も閉めていない。今これだけ新型コロナウイルスが広がっているなかでも、子ども達を預かるために、各事業者は必死に努力している。

児童くらはは、学校とは別に児童福祉法に基づいた運営であり、子どもを預かる時間は放課後である。保育所等のように施設長がしっかりと経験を積んで、フルタイムの正職員がしっかりと支えていくという仕組みは作りづらい。

児童くらはにおける給与等の処遇改善がある程度は進むが、幼稚園や保育所では、しっかりと研修を受けて、スキルアップと結びついて処遇改善をしていく方法が国の制度として存在している。ところが児童支援員に関してはそこまでの仕組みは確立していない。できれば伊丹市において、研修をしてスキルアップした人にさらに処遇改善できるような仕組みを、少しでも検討いただければありがたい。そうすれば、幼稚園や保育所から小学校に上がる際に、児童くららに預ける方は本当に安心できると思う。

3. 児童くららの現状と課題について

事務局より、資料に基づき、その他議題について、説明。

(質疑)

<石川委員>

議題以外のことになるが、令和4年度から国において医療的ケア児に対する対応が予算化されている。施行は既に令和3年度9月から実施されたが、伊丹市として対応は難しかったかと思う。令和4年度からどういう対応等が検討されているのか。

<事務局>

医療的ケア児については、昨年度9月に法が施行され、本市においても、これまで様々な相談があったなか、受け入れるかどうかを検討していた。今後、積極的に受け入れるための体制を学校と合わせて幼児教育施設でも準備をしているところである。

まずは市でこういった形で受け入れるか等を定めたガイドラインを作成しているところである。次年度からは丁寧な対応の上、受け入れていきたいと考えている。

<石川委員>

保育所や幼稚園では、利用者からの問い合わせに対応できない状況であり、そのような状況を早く解決する方向を見出したいと思っているため、検討を進めていただければありがたい。

<事務局>

医療ケア児に関しては、法律で定められており市でも実施していく。まず対象とする児童がどれだけいるのか把握が必要であり、どのようなケアが必要なのか、頻度や時間的な配慮があるのかということ把握し、取り組んでいきたいと考えている。

(終了)